

平成 22 年 11 月 9 日

資料 1

個人所得課税（所得税）

【見直しの視点】

1. 所得再分配機能について
2. 給与所得控除について
3. 成年扶養控除について
4. 配偶者控除について

見直しの視点【所得再分配機能の回復】

- 個人所得課税については、22年度税制改正大綱において、「累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要」があるとされており、税率構造や諸控除の見直しに取り組むことが必要ではないか。
- 専門家委員会の「議論の中間的な整理」において、「税体系上、所得税と消費税は車の両輪としてそれぞれの役割を担うべきである」と指摘されており、税制抜本改革との関係も考えながら、23年度税制改正において、税率構造の見直しや諸控除の見直しについて、どこまで行うか検討していく必要があるのではないか。

(参考)「特に、高齢化が進み人口構造が変わる中で消費税を重視する方向で国民により幅広く負担を求める必要がある一方、再分配等の観点から累進性のある所得税に一定の役割を担わせる必要があり、税体系上、両者は車の両輪としてそれぞれの役割を担うべきである。」(専門家委員会「議論の中間的な整理」)

- 所得格差の拡大等に対し、これまで税制面で十分な対応がとられてこなかったことを踏まえ、22年度税制改正において「所得控除から手当へ」との考え方の下で、扶養控除の見直しに着手しているが、引き続き、23年度税制改正においてどのような見直しが必要か。

見直しの視点【給与所得控除の上限設定】

- 給与所得控除には、上限がないが、22年度税制改正大綱では上限設定が検討課題とされており、また、
 - ・ 給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、
 - ・ 家計調査からみた勤務関連経費は、給与所得控除の最低保障額（65万円）よりも少ないこと（平均36万円）、
 - ・ 主要先進国における概算控除は、定額あるいは上限があり、しかも日本の給与所得控除に比べ低い水準であること、
 - ・ 上限をはずした昭和49年当時と比べると、就業の雇用化の進展により、給与所得者に一定の配慮を加える必要性はあるとしても、その必要性は薄れてきていること、

等を踏まえると、中高所得の給与所得者については、上限設定を行い、一定の負担を求めるべきではないか。

（注）昭和49年当時は、事業所得者と比べ、所得が明確に把握され課税されていることや、納税者の増加傾向が特に給与所得者について著しいこと等を背景として、給与所得者の負担が相対的に重いのではないかという納税者の実感に応えるため、所得税の負担軽減に際して特に給与所得者の負担軽減を重点とした減税を推進することとされ、給与所得控除が大幅に拡充された。

- その際、どのような水準で、上限を設けることが考えられるか。

見直しの視点【特定支出控除の対象範囲の拡大】

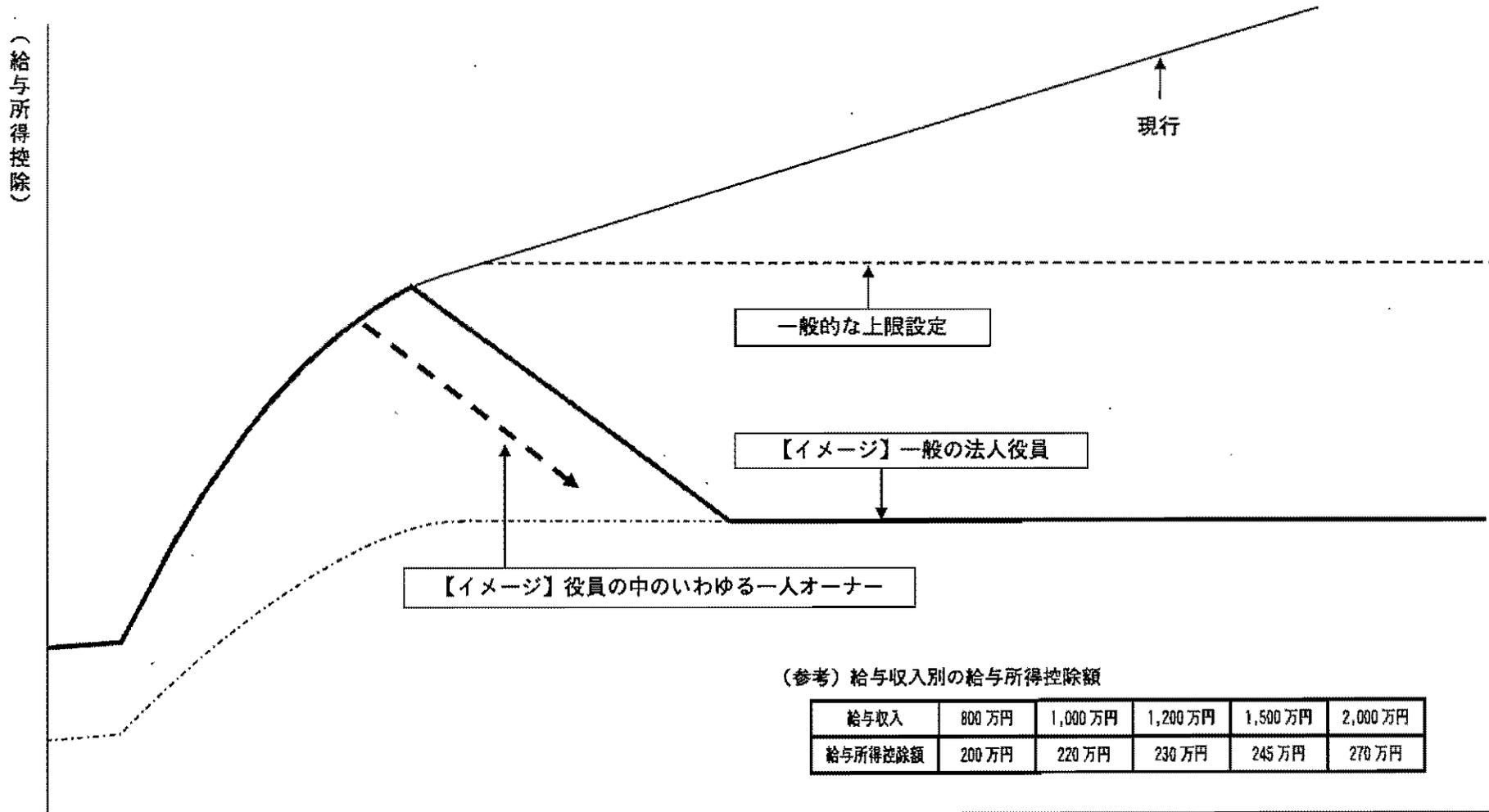
- 中高所得の給与所得者に係る給与所得控除の上限設定に併せ、一般の給与所得者について、特定支出控除の選択を拡大する観点から、対象範囲の拡大を行うこととしてはどうか。
- 特定支出控除の対象範囲の拡大を行う場合、どのようなものが考えられるか。

見直しの視点【役員給与に係る給与所得控除のあり方】

- 一般的に上限設定することに加え、一般従業員の給与と役員給与の性格の違いを踏まえると、役員給与に係る給与所得控除のあり方自体を検討することが考えられるのではないかと。
- その際、給与所得控除には、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格があるといわれているが、役員については、一般従業員に比べ、勤務態様が従属的でないことや、給与の自己決定度合いが高いこと等を踏まえ、特に高額な給与を受給している役員については、「他の所得との負担調整」を認める必要性は薄れているのではないかと。
- また、役員の中でも、いわゆる一人オーナーについては、その給与は法人の事業収入の分割としての性格があるといった特殊性や、22年度税制改正大綱を踏まえれば、更なる見直しを図るべきではないかと。

給与所得控除の見直しのイメージ

- 見直しの視点に基づいた一般従業員、一般の法人役員、一人オーナーに係る給与所得控除のイメージを図示したもの。
 - ・ 一般の法人役員については、特に高額な給与の役員について、「他の所得との負担調整」部分は適用せず、「勤務費用の概算控除」部分は適用。
 - ・ 一人オーナーの給与については、個人事業者との必要経費控除の均衡に加え、一般の役員との地位や給与決定方法の違いも踏まえ、概算控除を見直し。
 - ・ 特定支出控除（必要経費の実額控除）については、対象範囲の拡大を含め検討し、縮減後の概算控除に対し適用。



見直しの視点【退職所得課税】

- 退職金については、長期間にわたる給与が一時期にまとめて後払いされる性格のものとみられること、他の所得と比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、2分の1課税の適用。
この制度を前提に、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例も指摘されており、短期間のみ在職する役員等の退職金については、2分の1課税を見直す必要はないか。
- また、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組み等、退職所得課税全体の見直しについては、税率構造の見直しと併せて行うことが考えられるが、どうか。

見直しの視点【成年扶養控除】

<昨年の経緯>

- そもそも成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であり、主要国の例をみても、一律に成年者について控除を認めている例はほとんどない。

こうした問題意識や、民主党マニフェストの内容を踏まえ、平成 22 年度税制改正の議論では、成年扶養控除の見直しについて議論が行われ、控除を存続する対象者をどのような範囲とするかが論点となった。

(注) もともと成年扶養控除は成年が納税者と生活をともにし、農業や事業を手伝っている場合に税制上の配慮がなかったことから創設されたもの(シャープ勧告に基づく昭和 25 年の改正)であるが、その後、家族の中で事業等を手伝っている人については別途、専従者控除制度の創設・拡充が行われてきた経緯がある。

<障害者等>

- 障害者や要介護認定者については、成年であっても独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられることから、引き続き控除の適用を認めることが適当ではないか。
- このほか、難病を患っている人や長期入院をしている人などについても、同様に困難な状況にあると考えられるが、どうか。

<所得水準の観点>

- 成年扶養控除の適用実態を見ると、所得が低くても、成年者(特に中高年)を扶養している人が少なくない。こうした人については、そうせざるを得ない相当の事情があると考えられることから、引き続き控除の適用を認める必要があるのではないか。
- 一方、高所得者に扶養されている成年者の多くは若者。親に比較的余裕があるために子が独立せず扶養されているケースは少なくないと考えられる。
こうした家計について、親に余裕がなく子が早く独立せざるを得ない家計と比べた場合、所得控除により担税力の減殺を調整することをどう考えるか。

見直しの視点【配偶者控除】

- 配偶者の就労に対する中立性の確保や、配偶者の存在を一律に担税力の減殺要因と捉えるべきではないとの観点から、現行制度は廃止を含めて根本的に見直すべきとの議論について、どう考えるか。
- 一方で、配偶者控除については、影響が及ぶ範囲が非常に大きいことや、夫婦は生活の基本的単位であり現行制度を維持すべきとの議論について、どう考えるか。
- 納税者本人の所得と配偶者の就労割合との間には、以下のような関係があるが、これを見直しにあたって考慮する必要があるかどうか。
 - ・ 納税者本人が低所得で配偶者が働いていない夫婦は、子育て等の事情があるため共働きとはなっていない場合が多いとも考えられ、こうした家計について、人的控除の趣旨を踏まえた配偶者への一定の配慮を行うことをどう考えるか。
 - ・ 納税者本人が高所得者の場合、生活費を補完するために配偶者が働く必要は乏しくなっている（配偶者の就労割合は頭打ち）ものと考えられ、こうした世帯について、最低生活費の保障という観点から人的控除を認める必要性をどう考えるか。
- 22年度に引き続き「所得控除から手当へ」という観点から、子ども手当についての制度改正が行われる場合に、配偶者控除のあり方についてどう考えるか。

(参考)「民主党マニフェスト 2009」において、子ども手当の財源として配偶者控除は廃止とされていたことから、昨年、配偶者控除の見直しについて議論が行われた経緯がある。